附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条第三項の規定　令和三年七月一日

二　次条第二項の規定　令和三年十月一日

三　第四条の改正規定（同条第一項中「限る」の下に「ものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む」を加える部分及び同条第三項に係る部分を除く。）、第五条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「第六項」を「第七項」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の改正規定及び第八条第二項の改正規定並びに附則第三条（地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第一項の改正規定に限る。）の規定　令和四年一月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から令和三年十二月三十一日までの間における改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「新令」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項中「次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項」とあるのは、「次条第八項並びに第五条第一項及び第二項」とする。

2　新令第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、令和四年一月一日前においても、新令第四条第五項の規定の例により、同項の届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、同項の規定の例によりされた当該届出は、同日において同項の規定により行われたものとみなす。

3　新令第五条の二第一項の認定を受けようとする者並びに同条第五項、第六項及び第十項の国税庁長官は、令和四年一月一日前においても、同条第四項から第六項まで及び第十項の規定の例により、同条第四項の申請、同条第五項の認定又は却下、同条第六項の公表、同条第十項の通知その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請、認定、却下、公表及び通知は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第三条　地方法人税法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ及び第五項中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第七項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

○財務省令第三十三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第百三十号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）目次の改正規定中「第三十六条の三の三」を「第三十七条」を「第三十六条の三の二・第三十六条の三の三」を「第三十六条の四・第三十七条」に改める。

第一条中法人税法施行規則第二十七条の十四第二号の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第五項第六号及び第七項第六号」を「第二十二条の七第四項第六号及び第五項第六号」に改める。

第一条中法人税法施行規則第三十六条の三の二の改正規定を削る。

第一条中法人税法施行規則第三十六条の三の三を改め、同令第二編第一章第三節第二款の二中同条を同令第三十七条とする改正規定の次に次のように加える。

第三十六条の三の二第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。）が」を「。以下この項において同じ。）が」に、「から一月以内（当該」を「（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）とする。）から一月以内（これらの」に改め、同条第三項及び第四項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十五条の三第一項ただし書」を「第七十五条の四第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条を第三十六条の四とする。

第一条のうち法人税法施行規則第六十七条の次に一条を加える改正規定のうち第六十八条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第二条のうち地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第二項の改正規定中「遅い日」の下に「）とする。」を加える。

第二条のうち地方法人税法施行規則第九条を同令第八条とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち第九条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第三条のうち租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三条の十九第十七項第二号、第三条の二十第二十三項第二号、第十八条の二十の二第十三項第二号、第十九条の七第十七項第二号、第十九条の十の五第三項第一号、第十九条の十四の三第八項及び第十九条の十五第十四項の改正規定中「第三条の十九第十七項第二号、第三条の二十第二十五項第二号」に、「第十九条の七第十七項第二号」を「第三条の十九第十九項第二号、第三条の二十第二十五項第二号」に、「第十九条の七第十七項第二号」を「第十九条の七第十九項第二号」に改める。